

2020年7月1日以降始期用



統合賠償責任保険「ビジサポ」

1. ビジサポ学校専用プランの特長

学校の施設の使用・管理や教育活動に起因した賠償リスクを 包括的に補償!

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因する事故によって、生徒または第三者の身体障害・財物損壊等だけでなく、入試ミス、セクハラ、いじめ等によって学校が負う賠償責任も補償します。

2 生徒・教職員等の個人の賠償事故も補償!

学校の教育活動中・管理下中においては、生徒・教職員の行為によって、生徒または第三者に 身体障害または財物損壊等を与えた場合、**学校に賠償責任が発生しない場合であっても、これ らの方個人の法律上の賠償責任を補償します**(※大学、専修学校の生徒は除きます)。

3 外部協力員の方、職業体験先での事故も補償!

学校の教育活動に協力する方(外部協力員)で、教育委員会または学校の名簿等に登録された方も被保険者とし、これらの方による賠償事故を補償します。また、職業体験先での生徒または第三者の身体障害・財物損壊等による賠償事故については、職業体験先企業も被保険者とし、当該企業の賠償責任も補償します。(※幼稚園、大学、専修学校の生徒による職業体験は除きます)。

2. 賠償事故の例(1)

●施設の設置・管理不備の事故



校舎の階段の手すりが壊れていたため、生徒が転倒して大ケガをしてしまった。

損害額 550 万円



学校の看板が落下し、通行人 に大ケガをさせてしまった。

損害額 120 万円

●学校の管理下・教育活動中の事故



悪天候にもかかわらず、遠足の登山を決行したところ、大雨によるがけ崩れにあい、生徒に大ケガをさせてしまった。

損害額 1,600 万円



給食が原因で集団食中毒 を発生させてしまった。(※)

損害額800万円

(※)生産物特約がセットされている場合に限ります。



3. 賠償事故の例②

●借用・受託財物に対する事故※

※1事故1,000万円が限度となります。

■学校がレンタル・リースしている物に生じた事故による賠償責任



授業で使用するためにリースしていたパソコンを、漏水事故により破損させた。

損害額 100 万円



授業のために、近所の住民から借りた蓄音機を、授業中に操作をしていた生徒が誤って壊してしまった。

損害額 30 万円

■学校が保管している物に生じた事故 による賠償責任



生徒のスマートホンを没収していたが、保管中に誤って紛失してしまった。

損害額8万円

●被害者見舞費用補償 ※1事故10万円が限度となります。



子供を迎えに来た保護者が、校内の水溜りで滑って転び、怪我をした。損害賠償責任が発生するかは不明であったが、取り急ぎ見舞金を支払った。

損害額 3 万円



4. 賠償事故の例③

●その他の事故

入試ミス・いじめ・セクハラ

身体・財物の損壊を伴わない不測の事故による賠償責任



学校内でいじめがあったとして、 保護者から訴えられて慰謝料を 請求された。

損害額 20 万円



生徒の出願書類の提出を失念し、 受験ができなかった生徒から損害 賠償を請求された。

損害額 50 万円

生徒・教職員・外部協力員等の個人行為

学校の指示・管理下において、教育活動を行う時間中に、生徒・教職員・外部協力員等が行った学校業務に直接関係のない個人行為による賠償責任



生徒が休み時間に友達と悪 ふざけをしていて、他の生徒 にケガをさせてしまった。

損害額 15 万円



教職員が休憩時間中に食事 の買い出しに向かう途中、通 行人にぶつかり、大ケガをさ せてしまった。

損害額 250 万円



5. オプション(主なもの①)

サイバー・情報漏えい事故補償特約

次の損害賠償責任または費用を補償します。

- 個人情報や法人情報の漏えいやそのおそれが生じた場合や、ネットワークの所有、使用または管理、ホームページの運営等に伴って他人の事業の休止、阻害、データ等の消失、その他不測の事由により他人に損失を与えた場合の損害賠償責任
- 不正アクセス等が生じた場合に対応するための、原因調査費用、再発防止のためのコンサルティング費用、データ復元費用 や不正プログラム除去のための費用等
- ・ 公的機関やネットワークのセキュリティ運用管理の委託先からの通報により、不正アクセス等のおそれが発見されたことによる外部機関への調査依頼費用



生徒の個人情報が記載されたリストを紛失し、損害賠償請求を受けた。



セキュリティ運用管理会社から の通報により、事業所内のネットワークに不正アクセスされた おそれが発覚。不正アクセス等 の有無の調査をしたところ、不 正アクセスは無かったが、調査 のための費用が発生した。

損害額 100 万円

損害額 120 万円

>支払限度額

損害賠償責任: 1回のセキュリティトラブル・期間中 3億円限度

費用: 1回のセキュリティトラブル・期間中 3,000万円限度(調査費用等は200万円限度)

※セキュリティトラブルの種類またはご契約の条件により、限度額が異なる場合や縮小支払割合が適用される場合があります。



6. オプション(主なもの②)

对物超過復旧費補償特約

他人の財物の損壊等について、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。



借用していた蓄音機を生徒が誤って壊してしまった。修理 費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求されてしま った。

時価との差額費用 20万円

>支払限度額:1事故100万円限度

被害事故弁護士費用等補償特約

他人の行為による事故によって教職員等が被った被害 について、損害賠償請求を行う場合の弁護士費用や法 律相談費用を補償します。



職員会議のために注文した仕出し弁当により、職員が食中毒になった。治療費の請求に応じないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

損害額90万円

>支払限度額:1事故・期間中100万円限度



7. お支払いする保険金の種類(主なもの)

損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償金(保険証券記載の支払限度額が限度(※))

争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に支出した費用で訴訟対応費用にあたらないもの

訴訟対応費用

事故について、被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が支出した 次の費用で、その額および使途が社会通念上妥当な費用

- (1)記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- ②事故原因の調査費用
- ③相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 など

初期対応費用

事故について、被保険者が初期対応を行うために支出した次の費用で、その額および使途が社会通念上妥当な費用

- ①事故状況の調査・記録、事故原因の調査の費用、事故現場の取片づけ費用
- ②被害者見舞費用(見舞金(香典を含む)または見舞品の購入費用)
- ③弁護士相談費用 など

信頼回復広告 費用

次の費用のうち、記名被保険者が書面による弊社の事前の同意を得て支出した費用

- ①事故の直接の結果として落ち込んだ信頼を回復するために行った広告宣伝活動
- ②再発防止対策に関するコンサルティング費用
- ※事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細は、ビジサポパンフレット等をご参照ください。



8. 保険金をお支払いできない主な場合

- ●保険契約者または被保険者の故意
- ●地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ●石綿または石綿の代替物質による発がん性その他の有害な特性
- ●被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約 定によって加重された損害賠償責任
- ●被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任
- ●建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊
- ●被保険者が業務の遂行のために使用・管理する勲章、稿本その他これらに類する財物、動物・植物の損壊等
- ●被保険者が業務の遂行のために使用・管理する財物に生じた次のいずれかの事由
 - ①財物について正当な権利を有する方に引き渡された日からその日を含めて30日を 経過した後に発見された損壊等
 - ②被保険者またはその使用人が財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
 - ③自然の消耗または性質による蒸れ、かび、変色等
- ●公務員(公益法人等に派遣されている方を含みます)の方の職務に起因する事故

など

お問い合わせ先

取扱代理店 (株)コンチネンタル 神奈川県横浜市中区真砂町2-12 (TEL) 045-212-4030 (FAX) 045-211-0054

または

(引受保険会社) 日新火災保険株式会社 横浜中央サービス支店 (所在地) 神奈川県横浜市中区弁天通り5-72 (TEL) 045-633-5291 (FAX) 045-633-5292

この企画書はビジサポ(統合賠償責任保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

RQ862-D 2020.5(新)

